愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり公布する。

令和７年４月17日

愛知県後期高齢者医療広域連合長　長　坂　尚　登

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第５号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則（平成19年広域連合規則第14号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「第２条第２項又は第５項」を「第２条第２項又は第４項」に、「第２条第４項又は第５項」を「第２条第３項又は第４項」に改める。

第７条第１項を次のように改める。

新たに条例第11条第１項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第７条中第８項を第９項とし、同項の次に次の２項を加える。

10　扶養手当の支給は、職員が新たに条例第11条第１項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（広域連合長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で広域連合長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第１項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

11　扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じ

たときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第７条中第７項を第８項とし、第６項中「第２項から第４項まで」を「第３項から第５項まで」に改め、同項を第７項とし、同条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、同条第３項第１号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同項を第４項とする。

第７条第２項中「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削り、「前項」を「第１項」に改め、後段として「前項に規定する場合においても、同様とする。」を加え、同項を第３項とする。

第７条中第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として広域連合長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第９条中「条例第11条に規定する扶養親族で条例第12条第１項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第11条第２項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削る。

第13条中「第32条第３項」を「第32条第２項」に、「職員以外の地方公務員、国家公務員又は第32条第１項に規定する者であった者から引き続き」を「新たに」に改める。

第15条に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として広域連合長が定める場合には、同

項の規定による届出を要しない。

第16条第１項中「前条」を「前条第１項」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条第３項に規定する場合においても、同様とする。

第18条第１項中「要件を欠くに至った日」を「要件を欠くに至った日（広域連合長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で広域連合長が定める日）」に改める。

第20条第２項中「第７条第７項ただし書及び同条第８項」を「第７条第８項ただし書及び第９項」に改める。

第22条第１項及び第２項中「職員としての」を「職員たる」に改める。

第24条第３項中「（次項」を「（次項及び第24条の３第２号」に改め、同項第１号中「第15条第５項」を「第15条第６項」に改める。

第24条の３第１号中「（同項第１号に規定する１か月当たりの運賃等相当額（以下「１か月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第２号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第２号中「１か月当たりの運賃等相当額（２以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が２以上ある場合においては」に改める。

第25条第１項中「第４項各号に掲げる」を「第４項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、同条第２項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が愛知県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年広域連合条例第１号）第１条第１項に規定する広域連合の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い広域連合の休日でない日を含

む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第４項中「第15条第３項」を「第15条第４項」に、「次の各号に掲げる通勤手当」を「１か月当たりの運賃等相当額等（第24条の３第３号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第15条第２項第２号に定める額（第24条の３第２号に掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（第27条第２項において「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当」に、「同項」を「条例第15条第６項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削る。

第27条第１項中「第15条第４項」を「第15条第５項」に改め、同条第２項中「交通機関等に係る通勤手当に係る条例第15条第４項」を「条例第15条第５項」に改め、同項第１号中「１か月当たりの運賃等相当額等（条例第15条第１項第３号に掲げる職員にあっては、１か月当たりの運賃等相当額及び条例第15条第２項第２号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円」を「１か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円」に、「１か月当たりの運賃等相当額等が55,000円」を「１か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円」に改め、同項第２号を次のように改める。

⑵　１か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合　150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額及び広域連合長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

第27条第３項中「第15条第４項」を「第15条第５項」に、「当該給与」を「広域連合長の定めるところにより当該給与」に改める。

第27条の２第１項中「第15条第５項」を「第15条第６項」に改める。

第29条中「及び第３項」を削る。

第32条第１項を削り、同条第２項中「任用の事情等を考慮して広域連合長が規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者とする」を「広域連合長が規則で定めるやむを得ない事情は、第29条に規定するやむを得ない事情とする」に改め、同項を同条第１項とし、同条第３項第６号中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他広域連合長が規則で定める者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い」に、「と、」を「と、「第29条」とあるのを「前項」と、」に改め、同項を同条第２項とする。

第34条に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として広域連合長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第35条第１項に後段として次のように加える。

前条第３項に規定する場合においても、同様とする。

第36条第１項中「要件を欠くに至った日」を「要件を欠くに至った日（広域連合長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で広域連合長が定める日）」に改める。

第38条第２項中「第７条第７項ただし書及び同条第８項」を「第７条第８項ただし書及び第９項」に改める。

第38条の２第１号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を削る。

第43条第２項中「第19条第３項第１号」を「第19条第３項」に改め、「勤務は、」の次に「同条第１項の」を加え、同条第４項中

「条例第19条第１項の勤務をした後、引き続いて条例第19条第２項の勤務をした同条第１項に規定する管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同条第２項」を「次に掲げる場合には、条例第19条第２項」に改め、同項に後段として「この場合において、職員がした同条第２項の勤務は、同条第１項の勤務とみなす。」を加え、同項に次の各号を加える。

⑴　条例第19条第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合

⑵　条例第19条第２項の勤務をした後、引き続いて同条第１項の勤務をした場合

第49条第７項中「100分の142.5」を「100分の157.5」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の給与の支給等に関する規則の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

２　令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間は、第７条第１項中「条例第11条第１項の」とあるのは「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例(令和７年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第３号)附則第４項の規定により読み替えられた愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(以下「読替え後の給与条例」という。)第11条第１項に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるものとして」と、同条第８項中「条例」とあるのは「読替え後の給与条例」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

３　この規則による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則第32条第２項第６号の規定は、令和７年４月１日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。